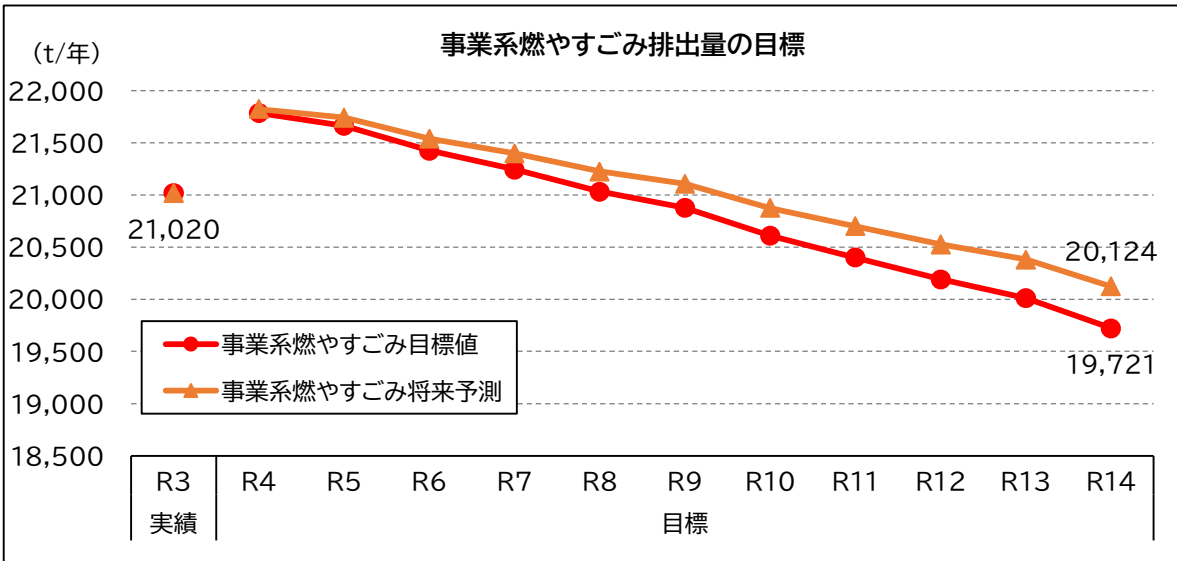


事業系燃やすごみ排出量の目標について

(一般廃棄物処理基本計画 (案) 34ページ)

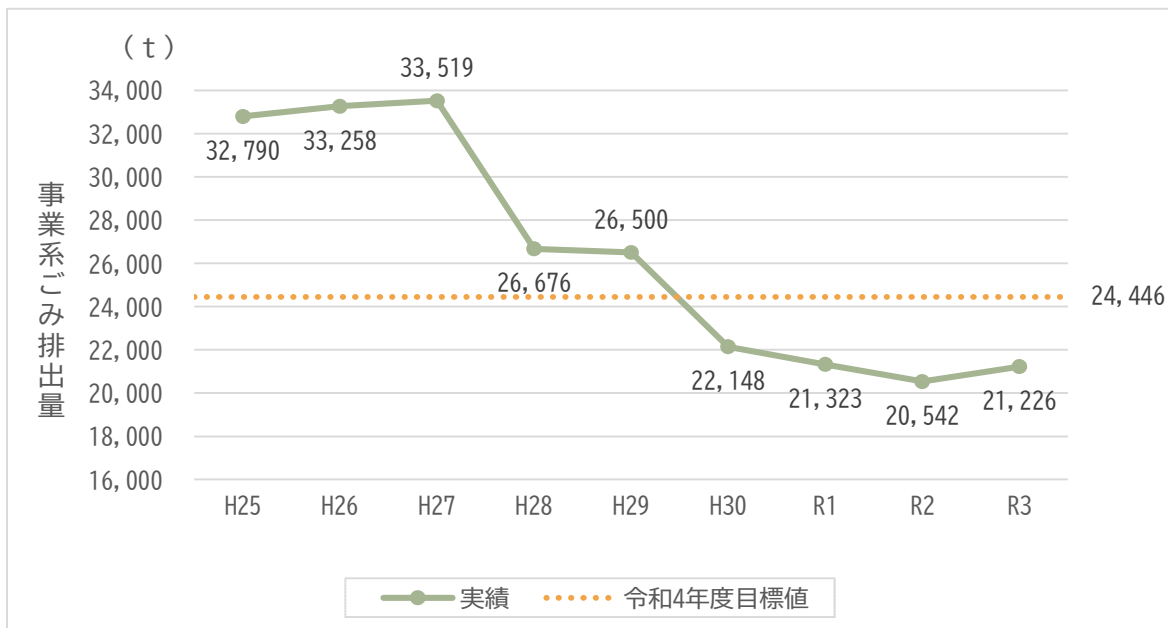
資料2

① 第3回審議会での案



1日当たりの単価から算出しているため、閏年が含まれる令和5、9、13年度の排出量は多くなります。

② 平成25年度からの推移と事業所数・従業者数の対比



ごみの排出量は、剪定枝の資源化や搬入検査の強化等により大きく減少した年度があります。

	H24		H28		R3 (速報)
事業所数	8,994		8,638 (前回より減少)		9,225
従業者数	86,110		86,370		96,405

経済センサスで確認できる事業所数は、平成28年度で減少した後に増加に転じています。

従業者数は増加していますが、ごみの排出量は減少しています。

確認できるポイント数も少なく、ごみ排出量との相関性は見えにくいものとなっています。

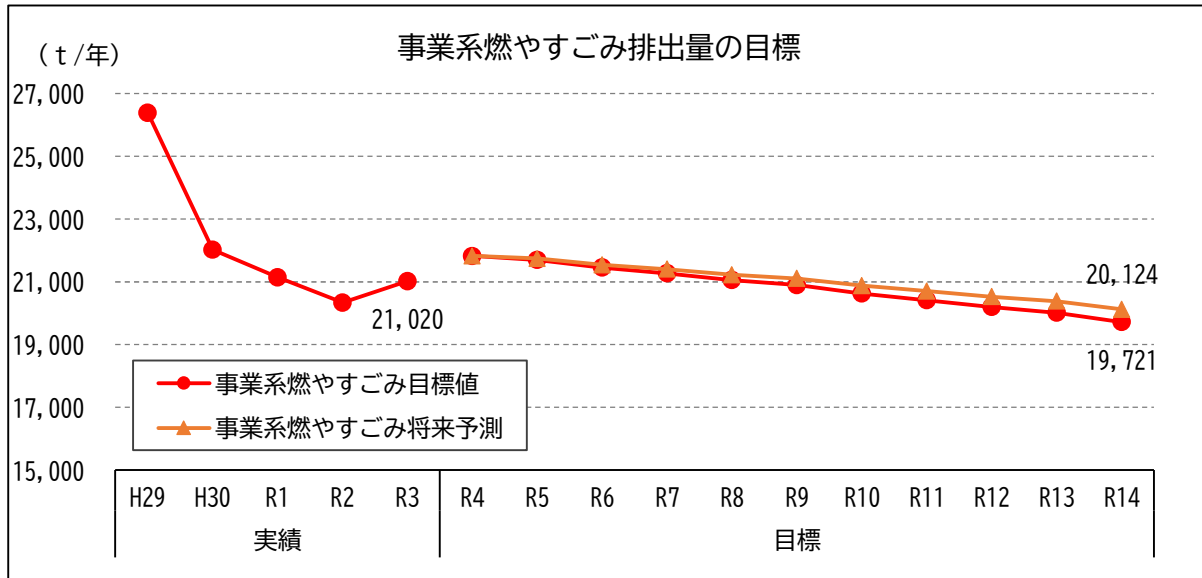
この他、法人市民税の調定額の推移との比較も行いましたが、ごみ排出量との相関性は確認できませんでした。

以上のことから、1人1日当たりの排出量に人口と年間日数を乗じた数値を将来予測及び目標値とします。

ただし、過去5年間の実績を追記しコロナ禍での影響を視覚的に補足します。

2) 事業系燃やすごみの削減

すべての事業所が率先して、適正排出や分別の徹底及び資源化促進を図っていくことで、目標年度までに「事業系燃やすごみ排出量」を令和14年度の将来予測値から2%削減し、19,721 t/年とします。



※令和2,3年度は、コロナ禍での営業自粛等により一時的に排出量が減少していると考えられます。令和4年度には、このような影響がある程度緩和されると見込んでいます。

図 1.3-2 事業系ごみ排出量の目標